

令和 6 年度第 19 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提 出 日：令和 7 年 1 月 7 日

担当部・課：総務部危機対策課〔内線 4313〕

① 件 名
令和 6 年度宮城県原子力防災訓練の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 原子力災害対策指針に基づき、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町）において訓練を実施している。 【目的】 原子力防災訓練を実施することにより、原子力防災関係機関における原子力災害発生時の応急対策に関する検証及び地域住民の防災意識の高揚を図るもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号） 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 3 節 安心して暮らすための地域防災力などの向上 1 地域防災力の向上を図る 女川地域における緊急時対応（女川地域原子力防災協議会）【内閣府】 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕 【宮城県】 石巻市地域防災計画〔原子力災害対策編〕 【石巻市】 原子力災害時における石巻市広域避難計画 【石巻市】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 1 月 令和 5 年度宮城県原子力防災訓練（住民避難訓練）を実施 令和 6 年 5 月 ～ 10 月 原子力防災訓練ワーキンググループ ～ 11 月 原子力防災関係機関との全体会議（2 回開催）
⑤ 主な内容
1 日 時 令和 7 年 2 月 8 日（土）8：10～14：30 2 場 所 石巻市内全域（避難先を含めた県内関係市町においても実施） 3 主 催 宮城県、女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町 4 想 定 （自然災害） 三陸沖において震度 5 強～6 強の地震を観測（女川町及び石巻市で震度 6 強）。その直後に大津波警報が発表され、地震及び津波により、人的・住家被害が発生した。（原子力災害） 地震及び大津波警報の発表に伴い、定格熱出力運転中の女川原子力発電所 2 号機を緊急停止。外部電源の喪失、機器故障によって原子炉冷却機能を喪失し、全面緊急事態に至る。 その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、各地点において一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になった。

5 訓練項目 (1) 住民避難等訓練 ア 海路避難（準 PAZ：鮎川地区） 鮎川港から石巻港まで船舶での避難を実施後バスで大崎市に避難。 イ 陸路避難（UPZ：蛇田地区（あゆみ野）） バスで富谷市に避難。 ウ 屋内退避訓練 市内全域を対象とした屋内退避を実施 (2) 広報訓練 防災行政無線、緊急速報メール、SNS により住民等に広報を実施。 〔県主体の訓練内容〕 宮城県及び実動部隊等の関係機関において、避難退域時検査等訓練、交通対策等措置訓練、原子力災害医療活動訓練、緊急時モニタリング訓練、物資供給訓練、原子力災害避難支援アプリ運用訓練を実施する。	
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】 原子力防災関係機関における原子力災害発生時の緊急時対応能力の向上及び相互連携の強化が図られるとともに、避難計画の事前対策の検証と住民の防災意識の高揚が図られる。 【市財政への負担】 なし（事業費は国庫補助金により宮城県が全額負担）	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和 7 年 1 月	訓練内容について宮城県がプレス発表 県作成による訓練周知リーフレットの全戸配布 市報 2 月号掲載 市ホームページ掲載
⑨ その他	
令和 7 年 2 月 8 日（土）に実施予定の住民避難等訓練の各部への協力依頼等については、別途周知する。	